新水道ビジョン推進に関する今後の進め方について

本会議において、新水道ビジョンに基づく国及び参画団体の取組について共有されたが、今後、新水道ビジョンに基づく取組を推進するための方策について、以下のたたき台を基にご議論いただきたい。

1. 新水道ビジョンの推進・制度改正関連事項 (水道事業の維持・向上に関する専門委員会での検討)

(1)広域連携の推進

(基本的な方向性)

- ・ 拡張整備から維持へと時代が移り変わり、長期にわたって財源を手当てしつつ、地域の将来像を見据えて施設の更新・再構築を進めることが必要。そのような戦略的な経営を担える人材が必要。
- ・ 職員数の減少、高齢化を踏まえ、水道を支える人材を地域単位で広域的に連携して 確保し、かつ、将来に向けて継続的に育成していく取組が必要。
- 事業環境の異なる水道事業者の連携を支援するため、広域にわたる事務や市町村に 関する連絡調整に関する事務を担う立場にある都道府県が、地域の連携の推進役を 担うことが必要。
- ・ 水道用水供給事業と受水水道事業の統合は、既に管路が連結していることや、水源 から給水栓までの一元管理が実現し、水質管理が行き届きやすいといった利点があ ることから、積極的に推進すべき。

(主な論点)

- ▶ 都道府県を水道行政の中でどう位置付けるべきか。
- ▶ 市町村経営原則をどう扱うべきか。
- ▶ 広域連携を推進するために、都道府県の機能についてどう考えるか。

(2)官民連携の推進

(基本的な方向性)

- ・ 水道事業を支える人材を民間企業に求めることや、民間企業の経営ノウハウの活用 により水道事業の基盤強化を図ることも選択肢の一つであり、水道事業者は民間活力の活用に積極的に取り組むべき。
- 官民連携は、個別業務の委託のほか、第3者委託やPFI、PFIの一手法である コンセッション方式など様々な形があり、水道事業者は経営の弱点や地域の実情に 応じて様々な展開を検討すべき。

(主な論点)

- ▶ 官民連携を阻害している要素はあるか。
 - ・ 民間企業のインセンティブを高めるためにも、広域連携を推進し、委託される業務の 規模の拡大が必要か。
 - ・ 業務を委託した場合、災害時等の対応が十分に取られるのか、委託事業者の経営 が破綻した場合に水の供給をどう担保するかといった不安が、需要者や水道事業者 側にあるのではないか。

▶ 国においては、手引きの作成、研修の実施、水道事業における官民連携の導入に向けた調整等に対する予算措置、官民連携推進協議会の開催等により官民連携を支援しているが、そのほかに支援策はあるか。

(3)アセットマネジメント(計画的な資産管理)の推進

(基本的な方向性)

- ・アセットマネジメント(長期的視野に立った計画的な資産管理)は今後の水道事業経営に必須の事項であるため、その実施を水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)に明示的に義務付けることについて検討すべき。
- ・水道施設の整備等は住民サービスに直結する内容であり、アセットマネジメントに基づく施設投資への理解を深めるため、水道事業者等に対し、アセットマネジメントの実施状況の公表を義務付けることについて検討すべき。
- アセットマネジメントの実効性を担保するため、認可権者による働きかけの強化について検討すべき。
- アセットマネジメントの実施にあたっては、耐震化の促進や、人口減少を踏まえた 効率的な施設投資の推進も図るべき。

(主な論点)

- ▶ アセットマネジメントについて義務付けることが適切か。
- ▶ 認可権者による働きかけの内容の可否。
- 耐震化の促進や効率的な施設投資の推進のあり方

(4)水道料金の適正化の推進

(基本的な方向性)

- ・水道法はその目的に「低廉豊富な水の提供」を謳っているが、この「低廉」は、「安全」な水を「強靱」な施設で、「持続」可能な経営を行っていることを前提とした上での「低廉」であること。水道事業を持続するために必要な経費(資産維持費等)は水道料金により確保すべきとされていること(総括原価主義であること)。
- ・資産維持費(技術開発等により、同一水準の資産の購入に係る費用が年を経るごとに 嵩む傾向にあること等を踏まえ、減価償却費とは別に将来の施設の更新に備えて積み 立てる費用)は、総括原価に含めるべきとされているが、資産維持費の水準について 公的見解が示されていないので、示すべきである。
- ・地域の水道を持続し、安全な水が将来にわたり安定的に供給されるように水道料金を 適正な水準に設定することは、本来的に需要者の利益にかなうものである。 この点も含め、水道事業者は、水道料金の算定の根拠となる更新等の事業の内容・必 要性や、 水道事業経営自体の効率性について十分に説明し、需要者とのコミュニケ ーションの充実を図るべき。

(主な論点)

- ▶ 水道料金の適正水準は、水道事業を将来どのような規模・水準で運営するかにより変化する。地方議会において、水道施設の状況、財政状況、地域の人口動態・水需要予測等を踏まえた形で、水道事業の将来像も含めて、水道料金に関する議論が定期的になされることが必要ではないか。
- ▶ 水道料金が適正水準に無いことを確実に見分けることができるか。

- ▶ 認可権者が適正水準にない水道事業者に水道料金の見直し促すことが可能か。
- 地方公営企業会計基準に則った事業運営を促すにはどうすればよいか。

(5) 指定給水装置工事事業者制度の改善の検討

(基本的な方向性)

- ・ 指定給水装置工事事業者制度に更新制を導入し、水道事業者が指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)の事業実態を定期的に把握し、指導・監督等を行いやすい環境を整える。
- ・ 把握された情報を活用し、不良工事事業者の排除(処分)の適正な実施、研修・講習会の受講等の効果的な促進と利用者ニーズに応じた情報提供を行う。
- ・ これにより、指定工事事業者における技術力、利用者サービス意識の向上を図り、 適正な給水装置工事を確保し、また、利用者とのトラブルを防止する。

(主な論点)

- ▶ 更新時に確認すべき事項は何か。(例:技能者の従事状況、主任技術者の研修機会の確保状況、修繕対応の可否等)
- ▶ 指定の有効期間(更新サイクル)として適切な期間は何年か。
- ▶ 水道利用者への情報提供、また更新時の確認事項の活用はどのように行うべきか。
- 研修・講習会の内容はどうするべきか、また受講しやすい環境を整備はどのように行うべきか。
- 水道事業者における指定の取消し等の処分基準の整備に係る支援はどのように行うべきか。

2. 新水道ビジョンの推進・制度改正関連以外

(1).新水道ビジョン促進の取組

- ▶ 推進協議会にて、国及び構成団体の取組の進捗状況を共有しつつ、各団体の連携による方策を議論し、各施策を連携して実施する。
- ▶ 厚生労働省が全国各地域で実施した地域懇談会について、さらに発展させる形で開催 テーマの設定を行い、地域の水道事業体間の議論を促し新水道ビジョンの取組を浸透 させるべく引き続き各地域にて懇談会を実施する。

(2).アセットマネジメントによる水道施設の更新・耐震化の促進

- ▶ 構成団体が実施する研修会等に国の職員が参加してアセットマネジメントの策定及びアセットマネジメントを通じて水道施設の更新・耐震化の普及啓発を図る。
- ▶ アセットマネジメントや耐震化計画に基づく事業実施状況に関する点検及び今後の必要な事業促進手法を検討する。

(3).広域化・官民連携の推進

- ▶ 地域懇談会において、都道府県の水道行政担当者と厚生労働省担当者が広域連携の 推進について、進捗状況や課題の共有や意見交換を行う。
- ▶ 官民連携推進協議会を通じて、先進事例などの紹介もしながら民間企業と水道事業体のマッチングを進める。

▶ 日本水道協会による広域化・公民連携プラットフォームを通じて事業評価、相談対応、 資料提供による具体的支援により促進する。

(4).水質保全対策

- ▶ 「水安全計画作成支援ツール簡易版」により中小事業者による水安全計画の策定を一層促進するとともに、水安全計画に準じた危害管理の取組を促す方策を検討する。
- ▶ 浄水処理対応困難物質について、関係省庁(国土交通省、経済産業省、環境省)と連携して、排出者情報等の共有を図る。

(5).人材確保•育成

- ▶ 日本水道協会において水道施設管理技術士制度の運営、配水管工技能講習会を実施する。
- ► 給水工事技術振興財団において給水装置工事主任技術者への研修、給水装置工事配管技能検定会を実施する。
- ▶ 全国管工事業協同組合連合会において主任技術者の資格取得支援、若年者用配管テキストの作成配布、全国設備工業教育研究会との情報交換等を実施する。
- ▶ 構成団体において水道事業者、民間事業者等水道関係者への研修を実施する。